



平成29年度



000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
刑法			氏名 鷹合 宜宗

第1 甲の罪責について

1 劇薬Xを入ったワインをVに送る行為について、殺人未遂罪(刑法以下
法令省略)199条、203条)が成立するか。

あんなに使わせない
表現のゆえか

(1) まず、甲は宅配便でワインを送る。7時、他人を利用してVに殺そうとする。この
おかげで、甲が実行行為を行っているとみる。

正確OK

実行行為とは、結果発生の現実的危険性がある行為である。これ、他人を利用
した場合でも、実行行為の行っているとは可能である。

ここで、自己の犯罪の実行意思のもと、他人を道具として利用し、死の結果
が発生する現実的危険性がある行為を行えば、実行行為性が認められると考
える。

これは故意の問題では？

√ 利用行為とは、他人を殺そうとする
意思で利用する

[本問では、甲は、Vに殺害されることを考慮し、自己の犯罪としてVに殺害する意
思が認められる。] また、通常、宅配業者は、依頼者から受けた荷物に届けるの
である。したがって、宅配業者を利用すれば、他人を道具として利用しているといえる。

したがって、甲の行為は、実行行為性が認められる。

(2) 次に、甲が注入したXの量は、致死量に達していない。7時、死の結果が発生
する現実的危険性がないのではないか。

これは本当に
考えているのか？

実行行為の現実的危険性は、行為時に存在するものの事情を考慮し、
客観的に判断される。

ポイントはこのこと。
この強弱に
おきかえ
する

本問では、Vは心臓に特異な疾患があり、甲が注入したXの全量を数
時間以内に取り除く場合、死の危険性がある。したがって、Vはワイン好きであり、2
時間から3時間ほどワインを飲む習慣がある。したがって、Vは、甲が送った
ワインを飲むであろう、死の危険性があるといえる。





※

A

B

C

A 00000000 A

(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

感じ

いい

23 したが、結果発生の現実的危险性も認められる。

24 (3) も、とも、甲が送る行為は、結局 V の死亡に届く。よって、実行の着手が

25 認められるのではないか。 ← この前に実行行為について論じているのに...

26 実行の着手に当たるか否かは、実行行為の意義から、結果発生の現実

27 的危险性があるか否かで判断する必要がある。

28 本問に於いて、宅配業者は一度 V 宅に到達しているため、V が留守であるため、

29 不在連絡票を残し、引越して帰っている。その後、V は同連絡票に気付かず、

30 ワインを飲み取っている。

31 よって、V の死亡結果が、発生する現実的危险性があるといえる。

32 したが、甲の行為によれば、殺人の実行の着手は認められる。 え!!

33 (4) 以上より、甲は殺人未遂罪(199条、201条)が成立する。 え!!

34 2 乙は自ら V に対して劇薬 Y を注射した行為により、殺人罪(199条)が成

35 立している。

36 (1) 他人を利用した場合に、甲が実行行為を行っていると認められるかは、前

37 述のとおりである。 間接正犯であることに触れて、要件を挙げて論じて下

38 本問に於いて、甲は、自己の犯罪として、V を被害する意思が認められる。また

39 甲は、自身に思義を感じている乙に対して、B 薬を偽り、Y を注射するよう指示し

40 ている。この点、乙は乙は、薬箱の中身を確信し、甲が V に Y を注射した点、

41 には、刑事上の過失がある。これ、乙は、内科部長である甲の指示に従って、

42 甲が受け取った薬箱を B 薬と信じて注射したのだから、仮に薬箱の中身

43 が Y であるとしても、乙は乙は、これ V に注射するつもりではなかった。つまり、

44 甲が薬箱を偽ることに依り、自身の指示に忠実に従うと思わせた利用し、



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本書答案用紙は、刑法の答案用紙です。

刑事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となりますので、注意してください。
なお、試験時間中に答案用紙の取換えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取換えの申出は一切応じません)。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる

(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合

(5) 答案用紙の罫印の欄には何も記載しないでください

その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると

刑法
3
頁



Vの死亡と認められる。

以上より、甲の行為は、殺人罪の実行行為性が認められる。

(2) 次に、甲の行為が有するV死亡の危険が、Vの心臓に特異な疾患がある
という事情を介し、Vの死亡結果に現実化しているため、因果関係も認めら
れる。

これは大まかに論点
で、もう少し詳しく
下す

(3) なお、乙がVの注射を、3ミリリットル注射したことでやめられているものの、甲は
Vに対し、Vを3ミリリットル注射すれば、死亡する危険があることを知っていたこと
から、故意も否定できない。

(4) 以上より、甲は、殺人罪が成立する。

3 甲は、殺人予備罪および殺人罪が成立し、前者は後者に吸収される。

第2 乙の罪責について

1 VにVを注射した行為により、業務上過失致死罪(211条)が成立しない。

(1) 「業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復・継続的に行う行為であり、
他人の生命・身体に危害を加えるおそれのあるものである。

本問において、乙は医者であり、医者が患者に薬をVに注射する行為は、
患者の身体に危害を加えるおそれがあることから、「業務」にあたる。

(2) また乙は、刑事上の「過失」が認められる。← 具体的に論じて

(3) したがって乙は、業務上過失致死罪が成立する。 (事大に下す)

2 Vの死亡診断書に虚偽の死因を記載した行為により、証拠偽造罪
(104条)および虚偽診断書作成罪(160条)が成立しない。

(1) 乙は、甲の刑事責任が及ばないという点に思い、専ら甲のため、Vの死
亡診断書に虚偽の死因を記載した。これは、甲はVの殺人という「他



述めてください。なお、解答欄の枠外（黄色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、模範で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に裏の解答欄に記載してください（試験時

される記載のある答案は無効答案として得点となります。

人の刑事事件」に関して、死に診断書という「証拠」と「偽造」の行為がある。
これら2つは、証拠偽造罪が成立する。

(2) また、乙は「医師」である。それ、死に診断書は、「公務所に提出する死に診断書」であり、加えて、Vの死因は、Yの注射による急性心不全でありにもかかわらず、熱中症による多臓器不全という「虚偽の記載」をしている。

したがって、乙は、虚偽診断書作成罪が成立する。

3 次に加えて、乙は虚偽の死因を記載したVの死に診断書を、Vの母親Dに渡している。それDは、これをC市役所に提出している。したがって乙の行為は、虚偽診断書の「行使」にある。

したがって、乙は、虚偽診断書行使罪(161条)も成立する。

4 以上より、乙は、①業務上過失致死罪、②証拠偽造罪、③虚偽診断書作成罪、および④虚偽診断書行使罪が成立する。それ、②と③は観念的競合(54条1項前段)であり、③と④は牽連犯(54条1項後段)となる。そしてこれらの罪と①とは、併合罪(45条)となる。

犯人隠蔽も成立する可能性がある。

採 点

1. 7人入毒物を混入させ、V宅宛に発送した行為(1)。(2) V宅死因
「2」殺人未遂罪(199条、203条)が成立を検討可。

(1) 甲は、宅配業者に「宅まで毒物入りの包(700g)を届けろ」といふ手紙を、

い、空航業者を支配利用の意思が存し、空航業者を道具
に利用し、殺人罪の結果を生ずる危険性のある行為を行わせたもの

お、~~実行=着手~~ $V \in$ 殺害 $q \wedge r$, ~~実行=着手~~ $V \in$ 実行 $p \wedge r$.

(2) 殺人未遂罪(199条、203条)の成立。

① 罪_a成立 = 1. 实行行为, 结果, 因果关系, 故意 + 过失

從 i 認識 i 子 i 分配 i (= $\frac{1}{2}$) i , 7 直覺利用 i . $V_1 =$

在7月27-28日，甲、乙及周海正犯等已先行行为于前存留。

[illegible]

係以存在問題為對象，因果關係是條件關係，前提是行為(a)

たが、見付けられ
事件は第42下22

注射薬の危険性

結果致死の危険性外、現実に死亡した場合、認められる。本件では、
~~VaのVa注射行為はVa疾患と相対し、予知し得るVa注射~~
~~行為はVa疾患と相対し、Va死亡の危険性有るため、Vaの~~
~~現実の危険性有る。~~

本件では、Zは予知注射行為を行っており、~~Vaは予知し得るVaの~~
条件関係にある。又、劇薬予知注射行為はVa疾患と
相対し、Va死亡の危険性有るため、Vaの現実の危険性有る。
よって、因果関係が認められる。

甲は、V1=予知注射行為を注射し、Vaの殺害の故意有る
ため、~~実際には予知注射行為を注射し、Vaの殺害の故意有る。~~
よって、同一構成要件内の錯誤により、故意は存する。

(2) おの殺人罪は成立する。

3. 保護法益はVaの生命であり、同一であるが、殺人未遂罪と殺人罪は
観念的同一とされる。？ いや、これは併合罪では。

第2 Zの罪責について

1. Vaの死の結果により、刑事上の過失により、業務上過失致死罪(21条)
が成立を検討する。

同罪は業務上必要な注意を怠り、おの人の死亡を防止できなかった
Vaの注射薬剤の中身を確認しなかったことにより、Zは~~医師~~業務上
業務上の過失がある。よって、V1は死亡している。Zは~~業務上~~過失により
V1は死亡し、業務上の過失がある。因果関係が存する。

よって、Vaの死亡により、甲の殺人罪は成立すると認められ、~~死~~死=重罰事由と認められ
る。よって、殺人罪は行為により成立すると認められ、Zは~~業務上~~過失により。

※解答は左ページから書き始めてください。

死に、因果関係があるから、責任を負うことになる。

お、業務上過失致死罪(211条)が成立する。

2. 乙が、 $\forall a$ 死に診断書に偽虚偽の記載をした(行為)は、 $\exists$ 偽虚偽の診断書作成罪(160条)が成立して検討する。

同罪は、医師が死に診断書に偽虚偽の記載をしたと認められると成立する。

乙は医師であり、偽虚偽の死に診断書に記載した。

お、偽虚偽の診断書作成罪が成立する。 これは偽虚偽の診断書か?

3. 乙が、甲に業務上過失致死罪(211条)を犯し、 $\exists$ 偽虚偽の診断書を作成した(行為)は、 $\exists$ 証拠隠滅罪(104条)が成立して検討する。

同罪は、他人の刑事事件に関し証拠を偽造すると認められると成立する。

乙は、故意に、 $\exists$ 甲の殺人罪の証拠となる偽虚偽の死に診断書に偽虚偽の死に原因を記載したから、偽造したと認められる。

お、証拠隠滅罪が成立する。

4. 偽虚偽の診断書作成は、証拠隠滅の手段として行われたと認められるから、これは証拠隠滅か? 観念競合か?

お、乙は、業務上過失致死罪(211条)と証拠隠滅罪(104条)の罪責を負う。

第一 甲の罪責

といふ。実行行為はこれ。

1 劇薬X入の高級ワインをV宅宛に宅配便で送った行為について、殺人未遂罪(刑法(以下略)203条、199条)が成立し得るか。

11) まず、殺人罪の実行の着手が認められるか検討する。

実行の着手とは、既遂結果に至る具体的危険を生じたことという。郵送行為に結果発生の確実性・自働性はあるが、結果発生の切迫性があるとはいえない。そのため、郵送行為における実行の着手は、到達時に認めらるべきと解すべきである。

本件において、同瓶をVが受け取り、いたため、同瓶がV宅に到達し、といえない。これはあつて問題か。それとも、何かあるのか？

したがって、殺人罪の実行の着手は認められない。

(2) よって、殺人未遂罪は成立しない。

2 劇薬YをB薬と偽って乙に渡した行為について、殺人罪が成(199条)の間接正犯が成立し得るか。

(1) まず、当該行為は乙を介した行為であるため、正犯性が認められるかについて検討する。間接正犯の正犯性は、直接正犯と同様に自ら実行行為を行ふと評価する点にある。すなわち、①被利用者の行為をあたかも道具のごとき、一方的に利用・支配しており、②被利用者を一方的に利用・支配して特定の犯罪を自ら実現する意思を有している場合に認められる。

3 一方的に利用・支配していたか否かは、被利用者に反対動機形成されたか
で判断する。

本件において、乙は、甲に対し恩義を感じており甲の指示に従う状態にあつた。また、乙には、甲から渡されたものの中身を確認し、Vに注射した
点に過失が認められるが、犯罪事実の認識は違法性を

でも本件でいって、
十分に注意すれば、
事情はあり。

第

問

第 問

認識していない。そのため、乙に反対動機は形成されていない。したがって、乙を一方的に利用・支配していたといえる(①充足)。

イ 甲は、乙が恩義を感じていることを知っており、乙であれば自身の指示に忠実に従うであろうと考えていた。このことから、乙を一方的に利用・支配し、特定の犯罪を自ら実現する意思を有していたといえる(②充足)。

ウ したがって、甲には殺人罪の正犯性が認められる。

(2) 次に、当該行為が実行行為として認められるか。これを(1)と別に論じる必要はあるのか?

実行行為とは、結果発生の実質的危険性のある行為という。本件において、甲は、致死量と同量の劇薬Y(6ml)をB薬と偽って乙に渡している。また、Vには心臓に特異な疾患があるため、劇薬Yの致死量の半分で死亡する危険があった。よって、前記2りの通り甲には正犯性が認められるため、当該行為により、乙が劇薬YをVに注射する可能性は高かったといえる。

したがって、当該行為は、Vの死亡という結果を発生させる実質的危険性のある行為といえる。

(3) Vの死亡という結果が発生している。

(4) Vは劇薬Yの影響により心臓発作を起こし、急性心不全により死亡している。このことから、甲の実行行為とVの死亡という結果との間に因果関係が認められる。
これは少し重大な論点

(5) 甲はVに対する殺意をもつて当該行為に及んでいるため、殺人罪の故意が認められる。なお、甲は劇薬Yを6ml注射してVを殺害することを意図していたが、実際には3mlしか注射できなかったため、因果関係の錯誤がある。しかし、再び因果結果は法的因果関係の範囲内にあるため、故意は阻却されない。

3 おて、甲には殺人罪が成立する。

第二 乙の罪責

1 劇薬YをVに注射したことによりVを死なせた件について、業務上過失致死
罪(211条)が成立しないか。

11 治療のために患者に薬品を注射することは、医師として反復継続して行う
行為であり、他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものである。このことから、
当該行為は「業務上」の行為にあたる。

12 2) 甲から渡された容器の中身を確認しなかった劇薬Yを注射した点において、
刑事上の過失がある。そのため、「業務上必要の注意を怠り」にあたる。

13 3) したがって、業務上過失致死罪が成立する。

14 2. 医師である乙は、C市役所に提出しなくてはならないVの死因診断書に
虚偽の死因を記載している。したがって、虚偽診断書作成罪(160条)が成立する。

15 3. 虚偽の死因を記載した死因診断書を作成した行為について、証拠変造罪
(104条)が成立しないか。

16 11) 当該死因診断書は、甲の殺人罪に関する証拠にあたるため、「他人の刑事事件
に関する証拠」にあたる。

17 12) 「変造」とは、真実の証拠に加工をしてその証拠力としての効果に変更を加える
ことという。本件においては、劇薬Yが原因となり急性心不全によりVが
死したという事実を熱中症に基づく臓器不全による死として記載
している。このことにより、死亡原因が真実のものから変更されている。したがって、
「変造」にあたる。

18 13) 乙は、真実の記載をすれば甲が刑事責任に問われると考えて、当該行為
に及んでいる。このことからすれば、当該診断書が甲の刑事事件に関する証拠に
なりと認識しているといえる。また、甲が刑事事件責任を問われるようにする

ために、「変造」行為を行つたため、「変造」の認識・認容も認められる。

したがって、本罪の故意が認めらる。

(4) 如7、証据變造罪以成立可也。

4 虚偽の死を診断書に記し、市役所に提出された行為について、
5 偽造文書行使罪(161条)の間接正犯が成立する。

間接正犯の正犯性については、第-2(1)の差違の通りである。

8 Dは、乙が作成した死亡診断書の死因が虚偽のものと知らない。事
 9 々のため、反対動機形成の可能性はないといえ、①の一方的な利用・支配が
 10 認めらる。また、乙は、役所に提出させるためにDに当該診断書を渡りし
 11 けたが、正犯性が認めらる。

5.7. 虛偽文書行使罪以成立可也。

5 罪数

以上判、乙には、(i) 業務上過失致死罪、(ii) 虚偽診断書作成罪、(iii) 証据
14 変造罪、(iv) 虚偽文書行使罪が成立する。(ii) と (iii) は觀念的競合 (54 条 1 項
15 前段)、(ii) と (iv) は牽連犯 (54 条 1 項後段)、(i) と (ii) (iii) (iv) は併合罪
16 (45 条前段) とする。

17

以上

19 北人地井 土或土質を地かある方より